第五十六条の二第二項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四十九条の二各号に掲げるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項（定義）に規定する認定こども園をいう。）に関する役務の提供を行う業務

第五十六条の二第二項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第二項第三号（定義）に規定する古物競りあっせん業（自動車（その部分品を含む。）に係るものに限る。）

第五十六条の二第二項第二十二号の二を削り、同条第六項から第八項までの規定中「同条第一項第十五号」を「同条第一項第十四号」に改める。

第五十八条第三項中「以外の」の下に「外国の」を加える。

第五十八条の二第一項第九号中「第五十六条第七項」を「第五十六条第八項」に改める。

第七十一条第一項に次の一号を加える。

五　独立行政法人日本貿易保険

第八十五条第一項第四号の二中「以外の」の下に「外国の」を加える。

第八十八条の三中「第百三十七条第一項」を「第百三十七条第一項本文」に改め、同条に次の一号を加える。

八　法第百三十七条第一項ただし書の規定により当該通知を省略する場合には、その旨

第八十八条の三の次に次の一条を加える。

（保険契約の移転に係る通知の省略）

第八十八条の四　法第百三十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

一　共同保険契約（二以上の保険会社（外国保険会社等を含む。以下この号において同じ。）又は少額短期保険業者が共同で同一の保険を引き受ける保険契約であって、これらの保険会社又は少額短期保険業者（以下「引受保険会社等」という。）が当該保険契約を引き受ける割合（以下「引受割合」という。）に応じて当該保険契約に係る権利を有し、又は義務を負うものをいう。以下同じ。）の移転であること。

二　共同保険契約の移転をしようとする引受保険会社等（保険会社に限る。）が、当該共同保険契約の非幹事会社等（引受保険会社等のうち、当該共同保険契約に係る主要な事務を行う者以外の者をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

イ　当該非幹事会社等に係る共同保険契約の引受割合が百分の十以下であること。

ロ　当該非幹事会社等に係る引受割合の全てに応じた共同保険契約を移転するものであること。

第九十条第二項第十号中「第百三十七条第一項」を「第百三十七条第一項本文」に改め、「書面」の下に「（同項ただし書の規定により当該通知を省略したときは、第八十八条の四各号に掲げる要件の全てを満たしていることを証する書面を含む。）」を加える。

第九十一条第一号中「に規定する」を「の規定（共同保険契約以外の保険契約にあっては、同条第一項ただし書の規定を除く。）による」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（保険契約の移転後の通知の省略）

第九十一条の二　法第百四十条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第八十八条の四各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

第百六十条中「、第五十四条の五」を「から第五十四条の七まで」に、「及び第五十四条の五」を「から第五十四条の六までの規定」に改める。

第百六十六条の三中「第百三十七条第一項」を「第百三十七条第一項本文」に改め、同条に次の一号を加える。

八　法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第一項ただし書の規定により当該通知を省略する場合には、その旨

第百六十六条の三の次に次の一条を加える。

（日本における保険契約の移転に係る通知の省略）

第百六十六条の四　法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

一　共同保険契約の移転であること。

二　共同保険契約の移転をしようとする引受保険会社等（外国保険会社等に限る。）が、当該共同保険契約の非幹事会社等であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

イ　当該非幹事会社等に係る共同保険契約の引受割合が百分の十以下であること。

ロ　当該非幹事会社等に係る引受割合の全てに応じた共同保険契約を移転するものであること。

第百六十八条第二項第十号中「第百三十七条第一項」を「第百三十七条第一項本文」に改め、「書面」の下に「（法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第一項ただし書の規定により当該通知を省略したときは、第百六十六条の四各号に掲げる要件の全てを満たしていることを証する書面を含む。）」を加える。

第百六十九条第一号中「に規定する」を「の規定（共同保険契約以外の保険契約にあっては、同条第一項ただし書の規定を除く。）による」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（日本における保険契約の移転後の通知の省略）

第百六十九条の二　法第二百十条第一項において準用する法第百四十条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第百六十六条の四各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

第二百十条の七第九項中「第二百七十一条の二十二第一項第十五号」を「第二百七十一条の二十二第一項第十四号」に改める。

第二百十一条の六十二中「第百三十七条第一項」を「第百三十七条第一項本文」に改め、同条に次の一号を加える。

八　法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第一項ただし書の規定により当該通知を省略する場合には、その旨

第二百十一条の六十二の次に次の一条を加える。

（保険契約の移転に係る通知の省略）

第二百十一条の六十二の二　法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

一　共同保険契約の移転であること。

二　共同保険契約の移転をしようとする引受保険会社等（少額短期保険業者に限る。）が、当該共同保険契約の非幹事会社等であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

イ　当該非幹事会社等に係る共同保険契約の引受割合が百分の十以下であること。

ロ　当該非幹事会社等に係る引受割合の全てに応じた共同保険契約を移転するものであること。

第二百十一条の六十四第二項第十一号中「第百三十七条第一項」を「第百三十七条第一項本文」に改め、「書面」の下に「（法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第一項ただし書の規定により当該通知を省略したときは、第二百十一条の六十二の二各号に掲げる要件の全てを満たしていることを証する書面を含む。）」を加える。